

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行個）諮問第202号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（行個）答申第8号）

事件名：本人からの行政相談内容が記載された文書等の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「インターネットによる行政相談のメールに添付された審査請求人からの行政相談内容が記載された文書」（以下「本件メール添付文書」という。）、「審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書」（以下「本件供覧文書」という。）及び「相談対応票（特定受付番号A）」（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年11月2日付け北海相第147号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

ア 審査請求人が送信したのではなく、特定職員Aがねつ造したものだから。

イ 複写すれば全角-が半角-になることはない。ハイフンなしが複写後にハイフンありになることはない。ゴシック体が明朝体になることはない。本物は、ゴシック体であり、電話番号・郵便番号にハイフンは無い。

ウ 特定職員Bは、電話受理回答を、前回使用したものに上書きしたため、国税庁の該当アドレスを教えてほしいという質問に、E-m a

i I が空欄，「金融・財務－預金・貸出」「金融庁」となったものである。メールの質問にはメールで答える。エイチテーテーピーコロンスラッシュスラッシュダブルダブルダブルドットエヌテーエードットジーオードットジエイピースラッシュ・・・（以下47文字）と電話でアドレスを教えようとする間抜けな職員はいない。平成29年（行個）諮問第131号で審査請求人は電話で再度問合せをしていないので，再度丁寧に説明もできないから。

(2) 意見書1（添付資料省略）

ア 本件メール添付文書（特定職員Aがねつ造）

(ア) 趣旨1

「応接態度」は北海道管区行政評価局（特定職員C・特定職員D・特定職員Bの相談対応票）が使用している。

総務省宛てメール，札幌法務局宛てメール，札幌法務局長宛て懲戒処分申出書で「今後態度」を使っている。法務省も「今後態度」を「応接態度」に訂正しない旨，特定年月日A付け法務大臣裁決をしている。

(イ) 趣旨2

特定職員Aは，ねつ造する時に，本物の行政苦情110番メールを見て「当方」を使ったものである。特定年月以降，「当方」は一度も使っていない。札幌法務局長宛て懲戒処分申出書や個人情報訂正請求書等で「〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）の携帯電話の着信履歴」「〇〇が送信したと主張するメール」など〇〇を使っている。また，総務省は諮問第203号では，特定年月日B提出書類の「〇〇」を「当方」に訂正しないとしている。「〇〇」が正しい。

イ 本件供覧文書（特定職員Eがねつ造）

(ア) 趣旨1

ねつ造にはあるが，本物にはない。

(イ) 趣旨2

ねつ造は，複写前のゴシック体が明朝体になっている。複写後に，ゴシック体を明朝体に変換するという無駄な作業をすることはない。本物はゴシック体である。

(ウ) 趣旨3

本物は，匿名を希望するので，「当方」という匿名を使用している。

ねつ造は，匿名を希望しないのに，「当方」という匿名を使っている。

(エ) 趣旨4

趣旨 2 と同じ。

(オ) 趣旨 5

複写前にハイフンが無い。複写後にハイフンがつくはずがない。

また、特定職員 F は、郵便で送るときに、間違えないよう複写後にハイフンを入れた。と主張するが、行政苦情 110 番メールの回答は、特定職員 C 1 件、特定職員 G 2 件とも電話で回答した。特定職員 E に特定区役所の行政相談所を通した行政相談の回答を郵便メール等証拠が残る方法で欲しいと希望したが、行政相談は電話で回答することになっていると断られた。よって、郵便で送ることはないの、複写後にハイフンを入れたというのは嘘である。

(カ) 趣旨 6

複写前全角ハイフンが、複写後に半角ハイフンになるはずがない。

(キ) 趣旨 7

趣旨 5 に同じ。

(ク) 趣旨 8

趣旨 2 に同じ。

(ケ) 趣旨 9 及び 10

上記ア (ア) 及び (イ) に同じ。

(コ) 趣旨 11

特定職員 B は、HP アドレスを確認していない。エイチテーテーピースラッシュスラッシュ・・・と電話で教えていないから。

ウ 本件相談対応票

(ア) 趣旨 1

電話受理回答で作成したため、メールアドレスの記載がなかった。あとで、メール受理に変更したため記載漏れをした。追加しない旨の決定があった。

(イ) 趣旨 2 及び 3

遺言執行者が貸金庫を開けることができる国税庁の HP のアドレスの問合せなので、金融庁は関係ない。統計上も「その他ーその他」，「国税庁」になる。

(ウ) 趣旨 4

照会に対する回答ではないから。

2 年後に総務省行政相談業務室から、書簡でアドレスの回答があった。

電話で回答をする間抜けな職員はいない。エイチテーテーピースラッシュスラッシュ・・・と電話で言われてもメモをすることは困難である。

総務省行政相談業務室からメールで、「貸金庫規定（ひな形）が掲載されていることを参考までにお知らせした」とメールがあった。

民法111条により代理権は消滅するので代理人は貸金庫を開扉できない。

特定職員Bは代理人が貸金庫を開扉できると、再度、丁寧に説明すると記載しているが、何度説明しても、代理人は貸金庫を開扉できない。

### （3）意見書2（添付資料省略）

○札幌法務局民事行政部総務課特定職員H、特定職員Iが、審査請求人の同意を得ずに特定公証人Aに個人情報をもたせられた根拠

- ・特定年A行政相談所のうち、北海道管区行政評価局特定職員Cが特定年月日Cに札幌法務局特定職員Jに、行政苦情110番メールを渡した文書に、匿名を希望するとある。

- ・特定年A意見要望のうち、私が特定年月日Dに札幌法務局に苦情を申し出した文書には、特定公証人Aに渡す場合に匿名になるよう「〇〇」を使わずに「当方」と記載している。

- ・特定年A公証事務一般のうち、特定年月日E特定時刻A 場所：札幌公証人会 用務：公証事務打合せ 出席者 特定職員H 特定職員Iには、審査請求人の同意書は開示文書にはなかった。

- ・特定年月日E特定時刻B 特定職員Iから「特定公証人Aに電話番号を教えたので、特定公証人Aから〇〇様に連絡させます。」と審査請求人に電話があった。

- ・特定年B行政相談所のうち、特定年月日Fに北海道管区行政評価局特定職員Dが特定職員Iと打合せをした文書で、北海道管区行政評価局の相談対応票（特定受付番号B）の特定職員Iの証言には、（前略）札幌法務局としては、申出人と同公証人の面談の場に同席していたわけではないので、事実関係が確認できない。当事者で話し合ってもらおうと、申出人の電話番号を同公証人に伝えた。現時点では話合いの場を持った形跡はない。（後略）とある。

- ・特定年B意見要望のうち、私が特定年月日Gに札幌法務局に苦情を申し出した文書（平成29年（行個）諮問第203号の文書と同じもの）には、匿名を希望していないので「当方」ではなく「〇〇」と記載している。

匿名を希望する時 「〇〇」を使わず匿名の「当方」を使用している。

匿名を希望しない 「〇〇」を使用している。

平成29年（行個）諮問第202号で匿名を希望しない—当方となっているが、特定職員Aがメールをねつ造する時に間違えたからである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

平成29年10月6日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。これに対して、処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報について、事実と相違すると判断できる具体的な根拠がないことから、訂正請求に理由があると認めることはできないとして、同年11月2日付けで不訂正決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月13日付けで諮問庁に対し行われたものである。

#### 2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、本件メール添付文書、本件供覧文書及び本件相談対応票に記録された保有個人情報である。

#### 3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、インターネットによる行政相談のメールを送信しておらず、北海道管区行政評価局の職員がねつ造したものであること等から、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正すべきであると主張している。

#### 4 諮問庁の意見等

##### (1) 諮問庁の意見

###### ア 本件メール添付文書

審査請求人は、本件メール添付文書について、北海道管区行政評価局の職員がねつ造したものであると主張しているが、本件メール添付文書は、メールサーバーから北海道管区行政評価局に対して自動送信されたメールに添付されたものであり、総務省ホームページのインターネットによる行政相談受付から入力された審査請求人の氏名、住所、電話番号、相談内容が記載されている。これが事実でないとは認められない。

###### イ 本件供覧文書

本件供覧文書は、本件メール添付文書に記載された相談内容等を転記し、事案処理を担当する職員の供覧に付したものである。

審査請求人は、本件供覧文書について、文字の書体、文書の体裁等を本件メール添付文書等のとおり訂正すべきと主張しているが、本件供覧文書における文字の書体、文書の体裁等は、本件メール添付文書等と異なるものの、本件供覧文書に記載された氏名、電子メールアドレス、住所、電話番号、相談内容等は、本件メール添付文書の記載内容と同一であることから、訂正の必要性は認められない。

なお、「確認して教えて下さい」との記載は、本件供覧文書を供覧した際、首席行政相談官が職員への指示事項を記載したものである。

## ウ 本件相談対応票

相談対応票は、相談者からの行政相談に基づき、相談内容、調査結果、回答内容等についてその概要を記録するものである。

審査請求人は、本件相談対応票に関して、相談者の個人情報である電子メールアドレス、行政分野分類、行政機関分類及び調査結果について訂正を求めているが、北海道管区行政評価局に事実関係等を確認した結果、i) 相談者の個人情報は、事案処理における必要性を踏まえて記録していること、ii) 行政分野分類及び行政機関分類は、統計処理を行うため、北海道管区行政評価局の判断に基づく分類を記録していること、iii) 調査結果は、実際に行った検討結果を記録しており、事実と相違していないことから、訂正の必要性は認められない。

### (2) 結論

以上のとおり、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、訂正をしないとした原処分を維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月8日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑤ 同年3月26日 審議
- ⑥ 同年4月9日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し開示決定した本件メール添付文書、本件供覧文書及び本件相談対応票に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙のとおり、特定の文言等の訂正を求めるところであるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否について検討する。

### 2 法27条1項1号該当性について

本件対象保有個人情報、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

### 3 訂正の要否について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された本件メール添付文書、本件供覧文書及び本件相談対応票（いずれも写し。以下同じ。）を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人が特定年月日Hに北海道管区行政評価局に行政相談した事案について、インターネットによる行政相談のメールに添付された審査請求人からの行政相談内容が記載された文書（本件メール添付文書）、当該相談の内容を北海道管区行政評価局内部で供覧した文書（本件供覧文書）及び当該相談の処理状況等を記録した相談対応票（本件相談対応票）であり、そのうち本件対象訂正部分は、

ア 本件メール添付文書の「応接態度」及び「当方」との記載部分（以下「本件対象訂正部分1」という。）

イ 本件供覧文書の「（メール送信日時：特定年月日H特定時刻C）」、「応接態度」、「当方」及び「確認して教えて下さい」との記載部分並びに「氏名」、「匿名部分」、「電子メール」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「行政相談に関する内容」の各欄（以下「本件対象訂正部分2」という。）

ウ 本件相談対応票の「E-mail」、「行政分野分類」、「行政機関分類」及び「調査結果」の各欄（以下「本件対象訂正部分3」という。）

であると認められる。

(2) 訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

ア 本件対象訂正部分1（別紙の1に係る部分）について

（ア）諮問庁の説明の要旨

上記第3の4（1）アのとおり。

(イ) 検討

- a 上記(1)のとおり、本件対象訂正部分1は、審査請求人からのインターネットによる行政相談が行われた際に入力された相談内容等が記載された部分であると認められるところ、審査請求人は、当該部分について、「応接態度」を「今後態度」に、「当方」を「〇〇」に訂正することを求めている。
- b 審査請求人は、本件対象訂正部分1について、札幌法務局に送信したメール等には「今後態度」と記載している、特定年月日1以降は「当方」を使っていないなどとして、上記aのとおり訂正すべき旨主張するが、審査請求人において、本件対象訂正部分1に記載された内容が、審査請求人からのインターネットによる行政相談が行われた際に実際に入力された相談内容等と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠を提示しているとは認められず、その外、上記(ア)の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。
- c したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

イ 本件対象訂正部分2(別紙の2に係る部分)について

(ア) 諮問庁の説明の要旨

上記第3の4(1)イのとおり。

(イ) 検討

- a 上記(1)のとおり、本件対象訂正部分2は、審査請求人からのインターネットによる行政相談の内容を北海道管区行政評価局内部で供覧した内容が記載された部分であると認められるところ、審査請求人は、当該部分について、「(メール送信日時:特定年月日H特定時刻C)」及び「確認して教えて下さい」を削除すること並びに「特定氏名(明朝体)」を「特定氏名(ゴシック体)」に、「匿名を希望しない(明朝体)」を「匿名を希望する(ゴシック体)」に、「特定メールアドレス(明朝体)」を「特定メールアドレス(ゴシック体)」に、「特定郵便番号(明朝体。ハイフンあり)」を「特定郵便番号(ゴシック体。ハイフンなし)」に、「特定住所(明朝体。ハイフン半角)」を「特定住所(ゴシック体。ハイフン全角)」に、「特定電話番号(明朝体。ハイフンあり)」を「特定電話番号(ゴシック体。ハイフンなし)」に、「行政相談に関する内容」の欄の本文の字体の「明朝体」を「ゴシック体」に、「応接態度(明朝体)」を「今後態度



（ゴシック体）」に、「当方（明朝体）」を「〇〇（ゴシック体）」に訂正することを求めている。

- b 審査請求人は、本件対象訂正部分2について、本物の「所定の様式に複写したもの」にはメール送信日時の項目はない、複写前がゴシック体なので複写後もゴシック体になる、本物の行政苦情110番メールでは匿名を希望するになっている、複写前にハイフンが無いので複写後もハイフンはない、複写前はハイフンが全角なのに複写後に半角になることはない、札幌法務局に送信したメール等には「今後態度」と記載している、特定年月日I以降は「当方」を使っていない、国税庁HPアドレスを確認していないし教えてもいないなどとして、上記aのとおり訂正等すべき旨主張する。

しかしながら、本件供覧文書については、これが審査請求人からのインターネットによる行政相談の内容を北海道管区行政評価局内部で供覧することを目的とする書類であることに鑑みると、文字の書体等（ハイフンの有無を含む。以下同じ。）に特段の意味がある場合はともかく、一般には、インターネットにより審査請求人が入力した内容を文字の書体等も含めて複写することまで求められているものではなく、審査請求人からの相談内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、担当職員においてその記載に当たって文字の書体等の変更を行うことなどは当然に許容されているものと認められる。そうすると、その記載内容については、文字の書体等がインターネットにより審査請求人が入力したものと異なっていたとしても、当該供覧文書の上記目的に反しない範囲での変更等といえる限り、事実でないとはいえないと解されるところ、本件対象訂正部分2のうち、文字の書体等に関する部分は、そのこと自体に特段の意味があるとは認められず、当該供覧文書の上記目的に反しない範囲での文字の書体等の変更を行っているものにすぎないと認められ、事実でないとはいえないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

また、上記aのうち、本件供覧文書中の「応接態度」を「今後態度」に、「当方」を「〇〇」に訂正することを求める部分については、上記ア（イ）bで検討したとおり、法29条の訂正請求に理由があると認めるときには該当せず、「（メール送信日時：特定年月日H特定時刻C）」及び「確認して教えて下さい」を削除することを求める部分並びに「匿名を希望しない」

を「匿名を希望する」に訂正することを求める部分についても、審査請求人において、当該記載内容が事実でないと判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠を提示しているとは認められないから、上記と同様、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときには該当しない。

- c したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

ウ 本件対象訂正部分 3（別紙の 3 に係る部分）について

（ア）諮問庁の説明の要旨

上記第 3 の 4（1）ウのとおり。

（イ）検討

- a 上記（1）のとおり、本件対象訂正部分 3 は、審査請求人からのインターネットによる行政相談に対して北海道管区行政評価局が行った対応等が記載された部分であると認められるところ、審査請求人は、当該部分について、「E-mail」の欄にメールアドレスを追加すること並びに「行政分野分類」、「行政機関分類」及び「調査結果」の各欄の記載を削除することを求めている。
- b 審査請求人は、本件対象訂正部分 3 について、特定職員 B が本件相談対応票を電話受理電話回答で作成していたためメールの記載はなかったものである、銀行の貸金庫業務は預金・貸出に該当しない、国税庁のホームページの該当するアドレスを教えてほしいという照会は金融庁の所管事業ではない、「調査結果」の欄の記載内容はアドレスを教えてほしいとの照会に対する回答ではないなどとして、上記 a のとおり訂正等すべき旨主張する。

しかしながら、「E-mail」の欄については、本件相談対応票が審査請求人からの行政相談の処理状況等を記録することを目的とする書類であることに鑑みると、必ずしも本件相談対応票に審査請求人のメールアドレスを記載することまで求められるものではないと認められ、当該部分にメールアドレスを追加することを求める審査請求人の主張は、「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

また、法 27 条 1 項に規定する訂正請求の対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解されるところ、「行政分野分類」及び「行政機関分類」の各欄については、北海道管区行政評価局の担当者の「評価・判断」が記載されている部分であると認められ、「事実」の訂正を求めるも

のではないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

そして、「調査結果」の欄については、審査請求人において、当該部分に記載された内容が、審査請求人からのインターネットによる行政相談に対して北海道管区行政評価局が実際に行った対応等と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠を提示しているとは認められず、その外、上記（ア）の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

c したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

#### 1 本件メール添付文書

##### (1) 請求事項1

###### ア 趣旨1

「応接態度」を「今後態度」に訂正せよ。

###### イ 理由1

私が、札幌法務局に送信したメール、札幌法務局に提出した懲戒処分申出書、総務省に送信したメールには、「今後態度」と記載している。

特定年月日J付け特定文書番号で札幌法務局長から「今後態度」を「応接態度」に訂正しない旨の決定通知があった。

北海道管区行政評価局特定職員C作成の札幌法務局特定職員J宛て文書、同特定職員D作成の相談対応票では、「応接態度」と記載しているがこれは誤りであるから。

##### (2) 請求事項2

###### ア 趣旨2

「当方」を「〇〇」に訂正せよ。

###### イ 理由2

私が「特定公証人A：当方：・・・」を使ったのは、特定職員Dに提出した資料（特定年月日K）までである。特定年月日I以降は、「特定公証人A：〇〇・・・」「特定公証人B：〇〇：・・・」で当方は使っていない。

特定職員Aは、そのことを知らなかったので、「当方」を使ったものである。

#### 2 本件供覧文書

##### (1) 請求事項1

###### ア 趣旨1

「（メール送信日時：特定年月日H特定時刻C）」を削除せよ。

###### イ 理由1

本物の「所定の様式に複写したもの」には、そのような項目はないから。

##### (2) 請求事項2

###### ア 趣旨2

「特定氏名（明朝体）」を「特定氏名（ゴシック体）」に訂正せよ。

イ 理由 2

複写前がゴシック体なので複写後もゴシック体になるから。本物の「所定の様式に複写したものは」ゴシック体だから。

(3) 請求事項 3

ア 趣旨 3

「匿名を希望しない（明朝体）」を「匿名を希望する（ゴシック体）」に訂正せよ。

イ 理由 3

理由 2 と同じ。本物の行政苦情 1 1 0 番メールでは、匿名を希望するになっているから。特定職員 B は、北海道財務局特定職員 K に匿名の人からの一般的な質問を伝えているから。特定職員 A は、そのことに気づかずに匿名を希望しないと記載したから。

(4) 請求事項 4

ア 趣旨 4

「特定メールアドレス（明朝体）」を「特定メールアドレス（ゴシック体）」に訂正せよ。

イ 理由 4

理由 2 と同じ。

(5) 請求事項 5

ア 趣旨 5

「特定郵便番号（明朝体。ハイフンあり）」を「特定郵便番号（ゴシック体。ハイフンなし）」に訂正せよ。

イ 理由 5

複写前にハイフンが無いので、複写後もハイフンは無いから。理由 2 に同じ。

(6) 請求事項 6

ア 趣旨 6

「特定住所（明朝体。ハイフン半角）」を「特定住所（ゴシック体。ハイフン全角）」に訂正せよ。

イ 理由 6

複写前はハイフンが全角なのに、複写後に半角になることはないから。理由 2 と同じ。

(7) 請求事項 7

ア 趣旨 7

「特定電話番号（明朝体。ハイフンあり）」を「特定電話番号（ゴシック体。ハイフンなし）」に訂正せよ。

イ 理由 7

複写前にハイフンが無いので、複写後もハイフンは無いから。理由 2 と同じ。

(8) 請求事項 8

ア 趣旨 8

「行政相談に関する内容」の本文の字体を「明朝体」を「ゴシック体」に訂正せよ。

イ 理由 8

理由 2 に同じ。

(9) 請求事項 9

ア 趣旨 9

「行政相談に関する内容」の「応接態度（明朝体）」を「今後態度（ゴシック体）」に訂正せよ。

イ 理由 9

私が、札幌法務局に送信したメール、札幌法務局に提出した懲戒処分申出書、総務省に送信したメールには、「今後態度」と記載している。

特定年月日 J 付け特定文書番号で札幌法務局長から「今後態度」を「応接態度」に訂正しない旨の決定通知があった。

北海道管区行政評価局特定職員 C 作成の札幌法務局特定職員 J 宛て文書、同特定職員 D 作成の相談対応票、同特定職員 A 作成の行政苦情 110 番メール、特定職員 E 作成の所定の様式に複写したものでは、「応接態度」と記載しているが誤りである。

(10) 請求事項 10

ア 趣旨 10

「行政相談に関する内容」の「当方（明朝体）」を「〇〇（ゴシック体）」に訂正せよ。

イ 理由 10

私が「特定公証人 A：当方：・・・」を使ったのは、特定職員 D に提出した資料（特定年月日 K）までである。特定年月日 I 以降は、「特定公証人 A：〇〇・・・」「特定公証人 B：〇〇：・・・」で当方は使っていない。

特定職員Aは、そのことを知らなかったので、「当方」を使ったものである。

(11) 請求事項11

ア 趣旨11

「行政相談に関する内容」の「確認して教えて下さい」を削除せよ。

イ 理由11

国税庁のHPアドレスを確認していないし、教えてもないから。

3 本件相談対応票

(1) 請求事項1

ア 趣旨1

E-mailに「特定メールアドレス」を追加せよ。

イ 理由1

開示請求事前相談時に、特定年月日L時間不明に電話で問合せ、特定年月日M時間不明に電話回答があった電話受理票と伝えた。開示請求時に特定職員Aから特定年月日Lに行政相談した・・・と記載するように指導があった。開示時に突如、特定年月日Lメール受理、特定年月日M電話回答と言い出した。メールは開示文書ではないので見せることはできない。送信時間を教えることはできない。と虚偽の説明を繰り返した。この時点では、メールは存在していなかった。特定職員Bはもともと電話受理電話回答で作成していたためメールの記載はなかったものである。

(2) 請求事項2

ア 趣旨2

行政分野分類「金融・財務－預金・貸出」を削除せよ。

イ 理由2

銀行の貸金庫業務は預金・貸出に該当しないから。

(3) 請求事項3

ア 趣旨3

行政機関分類「金融庁」を削除せよ。

イ 理由3

国税庁のホームページの該当するアドレスを教えてほしいという照会は、金融庁の所管事業ではないから。

(4) 請求事項4

ア 趣旨4

調査結果の欄を全て削除せよ。

イ 理由4

照会：アドレスを教えてほしい，に対する回答ではないから。2年後に行政相談業務室から <http://>・・・と回答があったから。総務省行政相談業務室から，「貸金庫規定（ひな形）が掲載されていることを参考までにお知らせした」とメールがあったから。民法111条により代理権は消滅するので代理人は貸金庫を開扉できないから。